

# I 制度のあらまし

## 1 制度のしくみ

県では、平成2年10月1日に、都道府県で初めて個人情報保護条例を施行しました。これは、県、事業者、県民のそれぞれがその責務や役割を果たすことにより、積極的に個人情報保護の社会的なルールづくりに貢献していこうとする制度です。

その後、個人情報の電子化やネットワーク化の著しい進展等を背景に、平成15年5月に個人情報保護関連5法が公布され、民間事業者の個人情報保護について基本的ルールが定められたことや、国の行政機関に適用される個人情報保護制度について、新たな規定が盛り込まれたこと等を受け、平成17年3月、県の制度をさらに充実したものとするための改正を行い、以降も時々の課題に応じ制度改正を行ってきました。

平成26年度は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）に基づき社会保障・税番号制度が平成27年10月から導入されることを踏まえ、番号利用法と同様の特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の保護に関する規定を設けるなどの改正を行いました。

平成27年度は、行政不服審査法の抜本的な改正に伴い、不服申立ての手続の審査請求への一元化等所要の改正を行い、平成28年4月1日から施行しました。

平成28年度は、番号利用法等の改正に伴い、用語の整理等を行いました。

また、平成29年7月の条例改正により、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）等に合わせ「個人情報」の定義を明確にするとともに、小規模事業者向けの規定を整理しています。（平成29年7月14日から施行）

## 2 個人情報保護制度の内容

### (1) 制度の目的と特徴

この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることから、県の機関等が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、県内における個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、そのことによって基本的人権の擁護及び公正で民主的な県政の推進に資することを目的としています（条例第1条）。なお、「個人情報の有用性に配慮しつつ」との規定は、個人情報の保護と利用のバランスが適切に図られるように常に留意する必要があるという趣旨で、平成27年10月から追加されたものです。

### (2) 制度に関する基本的事項

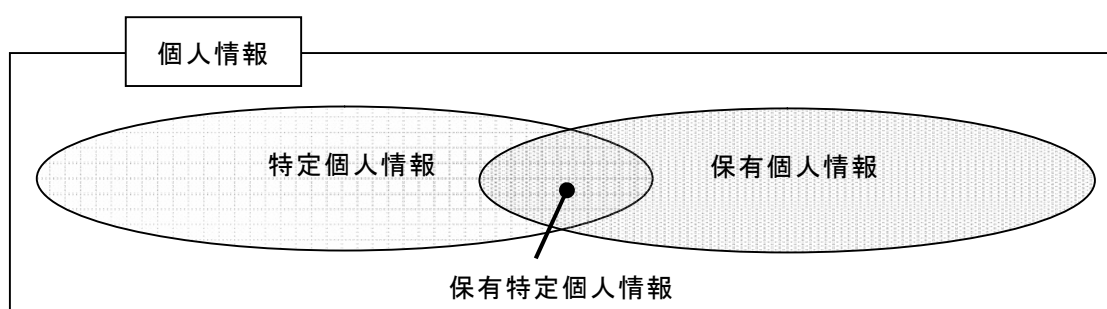
ア 対象となる個人情報の範囲（条例第2条）

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」又は「個人識別符号が含まれるもの」です。

「個人識別符号」とは、身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号（顔認識データ、指紋認識データ）や、サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号（旅券番号、運定免許証番号、個人番号等）のことです。

平成27年10月から、それまで対象から除かれていた、いわゆる個人事業主及び団体の役員の当該情報も、個人情報となりました。なお、実施機関における個人情報の利用・提供、廃棄等に関する規定や、自己情報の開示・訂正・利用停止に関する規定については、その対象を「保有個人情報」（実施機関が保有している個人情報であつて、行政文書に記録されているもの）としています。

個人番号をその内容に含む情報は、他の個人情報と取扱いが異なる部分があるため、「特定個人情報」と呼んでいます。また、特定個人情報かつ保有個人情報に該当するものを「保有特定個人情報」と呼んでいます。



#### イ 対象となる県の機関等及び責務（条例第2条、第3条）

対象となる県の機関等とは、次に掲げる13の県の機関及び県が設立した地方独立行政法人（県立病院機構及び県立産業技術総合研究所）であり、これらを「実施機関」と規定しています。

知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会

実施機関は、条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報保護の重要性について県民及び事業者の意識啓発に努める責務を有します。

#### ウ 事業者の責務（条例第2条、第4条）

事業者とは、事業を営む法人その他の団体又は事業を営む個人です。

事業者は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、県の施策に協力する責務を有します。なお、平成27年10月から、いわゆるプライバシーポリシー等の作成・公表を事業者の努力義務として規定しました。

#### エ 県民の役割（条例第5条）

県民は、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとされています。

### (3) 実施機関に係る制度の概要

#### ア 実施機関の義務

個人情報を保護するため、実施機関には様々な義務が課せられていますが、そのうち主なものは、次のとおりです。

##### (ア) 思想、信条等に関する個人情報の取扱いの制限（第6条）

基本的な人権を侵害する危険性が高いことなどから、実施機関は、法令の規定に基づいて取り扱うときなど一定の場合を除き、思想、信条及び宗教、人種及び民族、犯罪歴並びに社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報を取り扱うことはできません。

##### (イ) 個人情報取扱事務の登録（第7条）

県民が自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自己の情報に関与することができるように、実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、その事務の名称及び概要等一定の事項を、個人情報事務登録簿に登録し、一般の縦覧に供さなければなりません。また、登録した事項は、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければなりません。

##### (ウ) 収集の制限（第8条）

誤った個人情報や、不必要な個人情報を収集することのないように、実施機関は、個人情報を収集するときは、取り扱う目的を明確にし、目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければなりません。また、法令等の規定に基づくとき、本人の同意に基づくときなど一定の場合を除き、本人から収集しなければなりません。

##### (エ) 保有特定個人情報を除く保有個人情報の目的外の利用及び提供の制限（第9条）

実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）について、法令等の規定に基づくとき、本人の同意に基づくときなど一定の場合を除き、取扱目的以外の目的で保有個人情報を利用し、又は提供してはいけません。

(オ) 保有特定個人情報の目的外の利用及び提供の制限（第9条の2、第9条の3）

保有特定個人情報（個人番号をその内容に含む保有個人情報）については、番号利用法で認められている場合以外には、目的外の利用・提供はできません。

(カ) オンライン結合による提供の制限（第10条）

実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益の侵害のおそれがないと認められるときでなければ、外部との間でオンライン結合による保有個人情報の提供を行ってはなりません。また、提供を新たに開始しようとするときは、本人の同意に基づくときなど一定の場合を除き、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければなりません。

(キ) 安全性、正確性等の確保措置（第11条）

実施機関は、個人情報の漏えい防止など、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、保有個人情報を最新なものとするよう努めなければなりません。

(ク) 取扱い等の委託（第13条）

実施機関は、事務又は事業の全部又は一部を委託するに当たり、受託者が講ずべき個人情報保護のための措置の内容を契約等により明らかにしなければなりません。

(ケ) その他

その他条例では、職員等の義務（第12条）、指定管理者による個人情報の取扱いに関する実施機関の義務（第14条）、受託業務等に従事する者の義務（第15条）、個人情報の廃棄に係る実施機関の義務（第16条）、実施機関に対する苦情の処理に関する義務（第17条）を課しています。

イ 開示、訂正及び利用停止の請求権

条例では、自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求権について規定しており、その概要は、次のとおりです。

(ア) 自己情報の開示請求権（第18条～第26条）

何人も、実施機関が保有する自己の保有個人情報について、請求書を提出して開示を請求することができます。開示の請求があったときは、不開示情報（請求者以外の特定の個人を識別することができる情報、法人等が有する競争上の正当な利益を侵すことになる情報、個人の指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがある情報など）が含まれている場合を除き、実施機関はその保有個人情報を開示しなければなりません。

開示の請求があったときは、実施機関は、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して15日以内に、開示又は不開示の決定をしなければなりません。また、実施機関は、開示の決定をしたときは、速やかに行政文書の閲覧又は写しの交付等の方法により保有個人情報を開示します。

なお、実施機関があらかじめ定めた保有個人情報（試験結果等）については、口頭により請求を行う制度（簡易開示の制度）があります。

#### (イ) 自己情報の訂正請求権（第27条～第33条）

何人も、実施機関が保有する自己の保有個人情報について事実と誤りがあると認めるときは、請求書を提出してその訂正を請求することができます。

訂正の請求があったときは、実施機関は、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して30日以内に、訂正をする旨又はしない旨の決定をしなければなりません。

実施機関は、訂正をする旨の決定をしたときは当該請求に係る保有個人情報の訂正をしてその内容等を、訂正をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を、請求者に書面で通知しなければなりません。

#### (ウ) 自己情報の利用停止請求権（第34条～第38条）

何人も、実施機関が保有する自己の保有個人情報について、条例の規定に違反して取り扱われていると認めるときは、請求書を提出してその利用の停止（消去又は提供の停止を含む。）を請求することができます。

利用停止の請求があったときは、実施機関は、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して30日以内に、利用停止をする旨又はしない旨の決定をしなければなりません。

実施機関は、利用停止をする旨の決定をしたときは当該請求に係る保有個人情報の利用停止をしてその内容等を、利用停止をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を、請求者に書面で通知しなければなりません。

#### (エ) 決定に対する救済（第40条）

開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定について審査請求があった場合は、審査の公正を保つため、神奈川県個人情報保護審査会の議を経て、当該審査請求についての裁決を行わなければなりません。

(備考) 平成28年4月1日以降、行政不服審査法の抜本的な改正に伴い、利便性向上のために自己情報開示請求等に係る不服申立てが審査請求に一元化されました。さらに、公正性の向上の観点から新たに導入された審理員制度については、既に個人情報保護審

査会で実質的な審理を行っていることを踏まえ、適用除外とする規定を置くなど、条例等の所要の改正を行いました。

主な改正内容は、①不服申立て手続の審査請求への一元化、②審理員による審理手続に関する規定の適用除外、③不作為に対する審査請求の規定、④審査会提出資料等の写しの送付及び閲覧などです。

#### (4) 事業者に係る制度の概要

個人情報を保護するため、条例では、事業者に対し、個人情報の保護について自主的な努力を助長することを旨として、必要な施策を講じていますが、その概要は、次のとおりです。

##### ア 制度に関する事業者への指導・助言（第46条）

知事は、事業者が個人情報の保護のための措置を適切に講ずることができるように、指導助言等を行わなければなりません。

##### イ 苦情相談の処理（第47条）

知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情相談があったときは、必要に応じ、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を要請し、迅速かつ適正に処理しなければなりません。

##### ウ 指針の作成、公表

知事は、審議会の意見を聴いた上で、事業者が行う個人情報の取扱いのよりどころとなる指針を作成し、公表することができます。この指針は、個人情報保護法及び同法を受けた各省庁ガイドラインの対象事業者以外の事業者が対象となります。

##### エ 調査、勧告及び公表

(ア) 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、当該事業者に対して、説明又は資料の提出を要請することができます。また、当該事業者が正当な理由なく要請を拒んだときは、その事実を公表することができます。

ただし、個人情報保護法に基づく主務大臣の行為の相手方となっている事業者等については、この規定は適用になりません。

(イ) 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対して、当該取扱いの是正を勧告することができます。また、当該事業者が勧告に従わないときは、その事実を公表することができます。

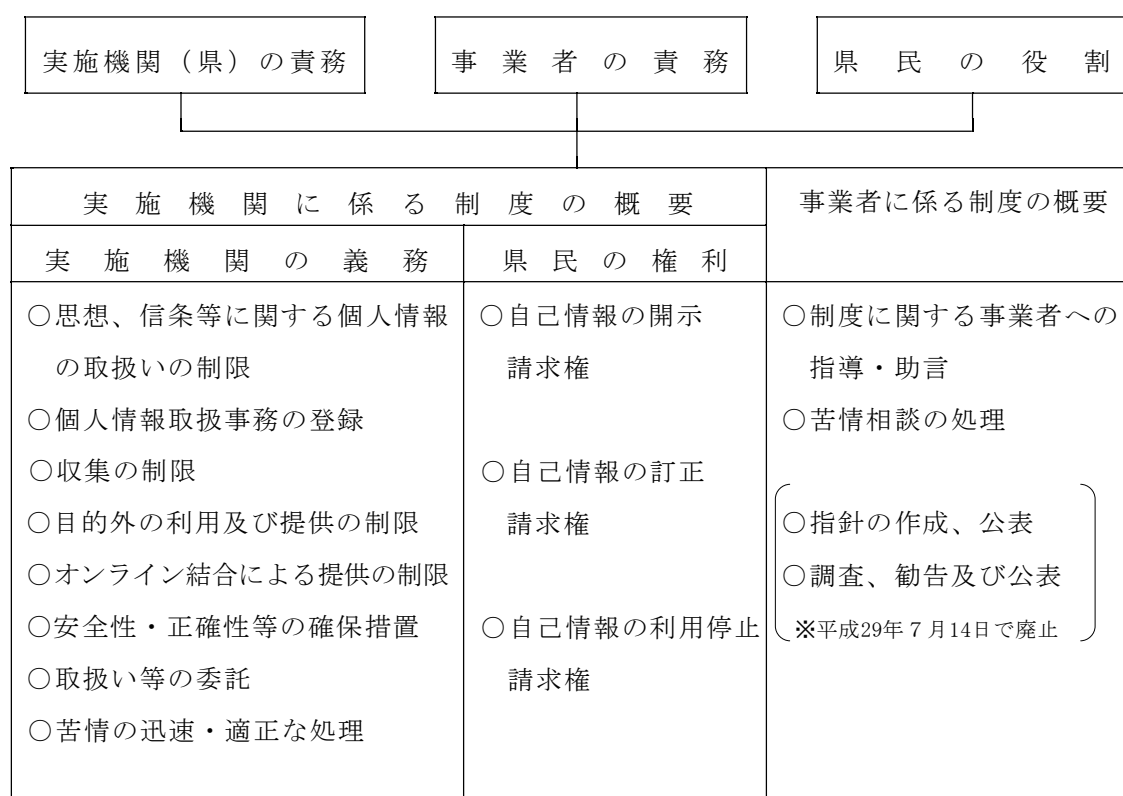
ただし、(ア)ただし書に記載の事業者については、この規定は適用になりません。

(ウ) 意見の聴取等

知事は、前述の(ア)又は(イ)により公表しようとするときは、事業者から意見の聴取をした上で、審議会の意見を聴かなければなりません。

※上記ウ及びエに係る施策は、個人情報保護法が改正され、同法による規制が全ての事業者に及ぶことになったことから、条例を改正し平成29年7月14日に廃止しました。

【条例のあらまし図】



## II 運用状況

### 1 概要

「かながわの個人情報保護制度」は、平成2年10月1日に発足してから平成29年3月31日までに、利用件数が452,484件になりました（表-1）。そのうち平成28年度の利用件数は6,844件で、平成27年度より29,581件減少しています。減少の主な要因は、平成28年度から高等学校入学者選抜学力検査において、合格発表時に全受検者に対し、自己の点数を通知することとしたことに伴い、簡易開示請求が平成27年度より28,970件減少したことによるものです。

利用件数の内訳は、自己情報の開示請求関係が最も多く6,758件に達しています。開示請求書を提出して行う自己情報の開示請求件数は1,092件で、口頭で請求できる簡易開示の請求件数は5,665件（前年度比83.6%減）でした。また、自己情報の訂正の請求は1件あり、利用停止の請求はありませんでした。

平成28年度の個人情報の保護に関する問合せ・照会は38件あり、その主な内容は、制度全般に関するものが22件、その他民間保有に関するものが14件となっています。

個人情報の取扱いについての苦情・相談等は48件となっています。

実施機関の個人情報取扱事務の登録については、平成29年3月31日現在、事務数が3,473件、類型数<sup>\*1</sup>が5,066件、文書件名数<sup>\*2</sup>が13,578件となっています。

\*1 類型数とは、個人情報事務登録簿に定められている「個人情報記録から検索しうる個人の類型」の数であり、その事務が対象とする個人情報の種類（例えば、講師、受講者、申請者等）の数です。

\*2 文書件名数とは、個人情報事務登録簿に定められている「使用する主な個人情報記録」の数であり、その事務で使用される主な行政文書の種類（申請書、許可台帳、廃止届等）の数です。



(表-1) 個人情報保護制度の運用状況について

(平成2年10月1日～平成29年3月31日現在)

項 目	本 庁 (県政情報センター等)			出 先 (地域県政総合センター等)			合 計			
	27年度	28年度	2～28 年度計	27年度	28年度	2～28 年度計	27年度	28年度	2～28 年度計	
利 用 件 数	開示請求(簡易開示 請求除く)	849	856	6,320	799	236	6,902	1,648	1,092	13,222
	簡易開示請求	4,496	4,328	83,220	30,139	1,337	346,446	34,635	5,665	429,666
	訂正請求	1	1	43	0	0	7	1	1	50
	利用停止請求 (17年度から導入)	0	0	91	0	0	5	0	0	96
	小計	5,346	5,185	89,674	30,938	1,573	353,360	36,284	6,758	443,034
用 件 数	是正申出 (16年度末で廃止)	—	—	10	—	—	—	—	—	—
合 計	開示請求関係	4	1	141	0	0	93	4	1	234
	その他県保有関係	4	1	235	0	0	25	4	1	260
	指針関係	1	0	153	1	0	46	2	0	199
	事業者登録関係	—	—	4,432	—	—	2,239	—	—	6,671
	その他民間保有関係	12	13	448	0	1	55	12	14	503
	制度全般	31	22	418	0	0	224	31	22	642
	小計	52	37	5,827	1	1	2,682	53	38	8,509
相 談 等 件 数	事業者に関する苦 情相談	70	36	732	0	2	34	70	38	766
	その他の苦情相談	18	10	156	0	0	19	18	10	175
	小計	88	46	888	0	2	51	88	48	941
合 計	5,486	5,268	96,389	30,939	1,576	356,093	36,425	6,844	452,484	
実施機関の個人情報取扱登録件数(累計)		事務数 3,473件			類型数 5,066件			文書件名数13,578件		